

令和6年10月21日

野木町農業委員会第16回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第16回総会 会議録

1. 開催日時 令和6年10月21日（月）午後3時招集

2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室

3. 出席委員 8名

会 長 9番 黒 須 市 郎

会長職務代理者 8番 柿 沼 誠

委 員 1番 鈴 木 誠 2番 酒 井 吉 一

3番 渡 邊 初 枝 5番 加 藤 知 子

6番 須 見 和 男 7番 古 澤 清一郎

欠席委員 4番 小 林 剛

4. 事務局職員 大日方事務局長・水井係長・猪瀬主査

5. 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議題第4号 野木農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について

報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理報告について

報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について

6. その他

「議 事」

事務局 開会を宣言（午後３時）

議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。

議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。

（異議なしの声あり）

異議なしの声を受け、議席番号７番 古澤 清一郎委員、８番 柿沼 誠委員を指名した。書記には、猪瀬主査を指名した。

議事に入る旨を告げる。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第１号 受付番号３について説明。

受付番号４２

南赤塚 １ 筆 ５ ７ ４ ㎡ 登記簿 畑・現 況 田

譲渡人 A 氏

譲受人 B 氏

権利の移転 所有権移転

事由の概要 経営規模拡大のため

議長 南赤塚地区担当調査委員の報告を求めた。

８番委員 受付番号４２について、１０月１６日（水）４番委員とともに譲受人Ｂ氏の妻立会いのもと現地調査を行った。譲渡人Ａ氏７０歳代は東京都在住の方です。今回、譲渡人の都合により売買の申請に至った。南赤塚在住の譲受人Ｂ氏６０歳は、妻、母親と水稻を作付けするため農業規模拡大の申請です。申請地の場所は、ＪＡおやま野木支店より約３００ｍの隣で、２０年前から譲受人Ｂ氏が借りて耕作していた。譲渡人Ａ氏と譲受人Ｂ氏はいところ同士であり、今回の申請についてもすんなりと進んだ。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いします。

議長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

１番委員 １０月１６日、調査委員の調査する前に個別で現地調査を行った。譲受人Ｂ氏は、現在も会社勤めをしていると思われる。しかし、近年、トラクターや田植え機などを新規で購入しており、農業に従事することを聞いて

いる。中谷土地改良事業に率先して参加しているのも見受けられる。調査委員の報告のとおり、許可することに何ら問題はないと思われる。よろしくご審議お願いします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第1号 受付番42について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事 務 局 議案第2号 受付番号41について説明。

受付番号41

野 渡 1 筆 370㎡ 登記簿及び現況 畑

譲渡人 C 氏

譲受人 D 氏

権利の設定 使用貸借

事由の概要 住宅敷地

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

5 番委員 受付番号41について、譲受人D氏35歳会社員が、父親である譲渡人C氏75歳無職の間に使用貸借により、住宅敷地とする許可申請です。

10月16日(水)午前9より、1番委員、地元担当4番委員、地元推進委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。

資料18ページをご覧ください。申請地はきれいに管理されていた。また、申請地はもともと隣接地の一部でしたが、住宅の一部にするため、測量し8月に分筆を行っている。今回の調査で南側の隅切りの杭は確認できなかったが、他の境の杭はすべて確認できた。資料17ページの案内図をご覧ください。申請地の北側隣に譲渡人C氏の自宅があります。資料、事業計画にあるとおり、譲受人には子供が生まれており、この場所に自宅があれば、両親からの育児の支援が受けやすいと感じた。また、資料17ページの案内図上に丸囲みの数字の表記があるが、栃木県では市街化調整区域に住宅を建てる時、連単性要件として20件程度の集落内でないと住宅を建設できない基準があるために住宅数を数えている番号です。次に資料19ページをご覧ください。下水は農地を通った先の西側の側溝へ流す計画です。また、北側と西側はコンクリートブロックを設置し、農地に影響がないようにとのことでした。以上、許可にあたっては問題ないと思われ

ます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員が欠席のため、代理で地元推進委員事務からの説明意見を求めた。

友沼地区推進委員 本日欠席の地元委員である４番委員に代わり、地元推進委員より報告いたします。

先ほど、５番委員から説明のあったとおり、特に付け加える内容はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第２号 受付番号４１について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第３号 非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第３号 受付番号３９について説明

潤 島 １ 筆 ６１２㎡ 登記簿 畑・現況 雑種地
願出人 E 氏

事由の概要 昭和６１年頃より雑種地として利用されており、現在に至るまで、引き続き雑種地として利用している。また、近隣住民から昭和６１年より願出地が雑種地として利用されている旨の証明が添付されている。

議 長 潤島地区担当調査員の報告を求めた。

７番委員 受付番号３９について調査報告をします。１０月１０日（木）午前９時より、３番委員、地元担当６番委員、地元推進委員とともに代理人立会のもと調査を行った。本申請は、先ほど事務局の説明とおり、友沼上羽毛田自治会在住の願出人E氏７５歳所有の農地で、昭和６１年頃より雑種地として利用されている願出地に対する非農地証明願です。申請地については、資料２０ページの案内図と２１ページの公図、および現在の現地写真２２ページ２３ページをご覧ください。また、資料２４ページの国土地理院の航空写真上で線路の右側に白い屋根が写っている場所が申請地です。２５ページにこの写真が撮影された記録証明日が昭和６１年１０月１４日の撮影年月日が記載されている。資料２４ページの航空写真に写っている白い

建物は、当時、町内にあった清掃会社の資材及び車両置場として利用されていた。現在は別な会社が砂利、建設資材、車両置場として利用されている。現在の写真があるように、敷地内に小屋があり、そこにヤギ2頭が飼育されている状態です。願出人に確認したところ、申請地は広い農地でしたが、線路が出来たために4つに分断され形が悪く使いつらい農地になってしまったそうです。また、鉄道ができると、それに付随して道路が出来て余計狭くなったとのこと。また、資料21ページに申請地の南側に水の表示が記載されているが、こちらは農業用水路のため、利用者に勝手にこの水路を埋めたり、何か影響をしないように注意した。以上、調査の結果、許可相当であることを確認した。よろしくご審議お願いします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

6 番委員 調査委員の報告のとおり相違ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第3号 受付番号39について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
続いて、同じく議案3号受付番号43について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第3号 受付番号43について説明
野 渡 1 筆 657 m² 登記簿 畑・現況 宅地
願出人 E 氏
事由の概要 昭和46年から宅地として使用されており、一部を駐車場として使用している。また、近隣住民から昭和46年より願出地が宅地として利用されている旨の証明が添付されている。

議 長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

8 番委員 10月16日 2番委員、地元担当4番委員、地元推進委員とともに代理人立会のもと調査を行った。非農地願の調査内容について報告いたします。願出人F氏65歳、古河市在住の方です。願出地は資料26ページ野渡地区南部、古河第5小学校の近くです。現況は資料28ページ、29

ページの写真のとおり駐車場、南西北はブロック塀、東は住宅があり、現在は空き家になっている。申請地は昭和46年より住宅敷地及び駐車場として利用されており、資料30ページの空中写真でも確認できた。証明しても支障がないと思われる。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員が欠席のため事務局に意見を求めた。

事務局 本件について、地元委員より報告を受けているので、かわりに報告いたします。本件について調査委員の報告のとおり許可して何ら問題はないと思われます。よろしくご審議お願いします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第3号 受付番号43について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第4号 野木農地振興地域整備計画の変更について事務局の説明を求めた。

事務局 整理番号1について説明。
野 木 25筆 計33,821㎡ 台帳 畑及び田
現況 畑及び田
利用目的 工場敷地
利用予定者 (株)G
所有者 H氏・I氏・J氏・K氏・L氏・M氏・N氏・O氏・
P氏・Q氏・R氏・S氏・T氏・U氏・V氏・W氏・
X氏(持分1/2)・Y氏(持分1/2)

議長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

1番委員 整理番号1 農業振興地域整備計画の変更について調査内容を報告いたします。10月16日午前9時20分 5番委員、地元4番委員、地元推進委員とともに、代理人他1名立会のもと調査を行った。本申請は、(株)Gが老朽化を理由に埼玉工場を閉鎖し、野木工場に集約するため既存工場の西側の申請地に新規工場建設の計画だそうです。申請地の所有者は18

名おり、そのほか町道が通っており、他町所有の農業排水路もまとめて、(株) Gが購入するとの話です。隣接する農地はまとめるため、農地の影響はありません。工場敷地としての農地除外申請となります。除外が完了したら。農地法第5条許可申請をする予定で何ら問題はないと思われます。よろしくご審議願います。

議 長 質疑はないか諮った。

8 番委員 申請地北側一部に農地が残りますが、その関係の話は聞いてますか。

1番委員 今回の調査では、特に聞いていない。

議 長 他に質疑はないか諮った。

6 番委員 申請地の隣接している墓地の隣に土地改良の井戸があるが、調査説明内容に井戸についてどのようになっているかわかりますか。

1番委員 地元4番委員によりますと、井戸ポンプも買い上げたそうです。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員が欠席のため、代理で地元推進委員事務からの説明意見を求めた。

友沼地区推進委員 本日欠席の地元委員である4番委員に代わり、地元推進委員より報告いたします。

先ほど、1番委員から説明のありましたとおり、特に付け加える内容は
ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑がないため、議案第4号 整理番号1について適とすることに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め適することを告げた。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第5号について説明

整理番号6－87

新規野木 1 筆 1, 140 m² 現況 畑

設定をする者 Z 氏

設定を受ける者	a (株)
利用権の種類	賃借権
期 間	令和6年11月1日から令和11年10月31日
借 賃	10aあたり10,000円
借賃の支払期限	毎年12月20日までに支払い

整理番号6-88

更 新 南赤塚	2 筆	計1,001m ²	現況 田
中 谷	4 筆	計4,989m ²	現況 田

設定をする者	b 氏
設定を受ける者	c 氏
利用権の種類	使用貸借・賃借権
期 間	令和6年11月1日から令和8年10月31日
借 賃	電気、賦課金
借賃の支払期限	毎年12月末日までに支払い

整理番号6-89

新 規 中 谷	2 筆	計3,465m ²	現況 田
---------	-----	----------------------	------

設定をする者	d 氏
設定を受ける者	e 氏
利用権の種類	賃借権
期 間	令和6年11月1日から令和11年10月31日
借 賃	水利費
借賃の支払期限	毎年12月31日までに支払い

整理番号6-90

新 規 若 林	1 筆	741m ²	現況 畑
---------	-----	-------------------	------

設定をする者	f 氏
設定を受ける者	g 氏
利用権の種類	賃借権
期 間	令和6年11月1日から令和16年10月31日
借 賃	10aあたり5,000円
借賃の支払期限	毎年12月31日までに支払い

整理番号6-91

新 規 佐川野	1 筆	1,683m ²	現況 畑
---------	-----	---------------------	------

設定をする者	h 氏
--------	-----

設定を受ける者 i 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和6年11月1日から令和16年10月31日

整理番号6－92

更 新 南赤塚 2 筆 計2, 264㎡ 現況 田
設定をする者 j 氏
設定を受ける者 k 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和6年11月1日から令和16年10月31日

整理番号6－93

更 新 南赤塚 6 筆 計6, 514㎡ 現況 田
設定をする者 l 氏
設定を受ける者 k 氏
利用権の種類 使用貸借権
期 間 令和6年11月1日から令和11年10月31日

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第5号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め承認することを告げた。
次に、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について、事務局の証明を求めた。

事 務 局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について説明。

受付番号103

友 沼 1 筆 474㎡ 登記簿及び現況 畑
権利を取得した者 n 氏
取得日 令和6年9月13日
取得した権利 相続による所有権

受付番号106

南赤塚 1 筆 574㎡ 登記簿 畑・現況 田
権利を取得した者 A 氏
取得日 令和4年12月21日

取得した権利 相続による所有権

受付番号 1 0 9

友 沼 5 筆 計 1 0 , 2 1 1 m² 登記簿及び現況 田
権利を取得した者 m 氏
取得日 令和 4 年 5 月 3 0 日
取得した権利 相続による所有権

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出
書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受
理報告について説明。

受付番号 3 8

丸 林 1 筆 5 5 6 m² 登記簿及び現況 畑
譲渡人 o 氏
譲受人 p 氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 使用貸借権

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理報告
について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理報告につい
て説明。

受付番号 1 0 0

若 林 1 筆 4 , 1 2 8 m² 登記簿及び現況 畑
賃貸人 q 氏
賃借人 r 氏
解約理由 賃貸人の都合による
合意解約日 令和 6 年 9 月 1 0

受付番号 1 0 7

南赤塚 1 筆 登記簿 畑・現況 田

賃貸人 A氏
賃借人 B
解約理由 賃借人の都合による
合意解約日 令和6年9月30日

受付番号111

若 林 1 1, 111 m² 登記簿及び現況 畑
賃貸人 S 氏
賃借人 t 氏
解約理由 賃借人の都合による
合意解約日 令和6年6月14日

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第4 農業経営責任者変更届の受理報告について説明。

受付番号37

届出者 u 氏
変更前の経営責任者 v 氏
変更後の経営責任者 u 氏
変更の理由 死亡のため

受付番号40

届出者 n 氏
変更前の経営責任者 w 氏
変更後の経営責任者 n 氏
変更の理由 死亡のため

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第5号、報告第1号から第4号すべての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事 務 局 ① 令和6年度農業委員及び農地利用最適化推進委員視察研修会について
② 令和45回産業祭について【産業振興課】

議 長 他にあるか諮った。（別になしの声あり）
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

（午後 3 時 5 5 分）

この会議録は、猪瀬主査が作成したもので、その内容が正確であることを認め、ここに署名捺印する。

令和6年10月21日

農業委員会長 黒 須 市 郎

7 番委員 古 澤 清一郎

8 番委員 柿 沼 誠